一一〇一　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、まいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　四　134　二三

一一〇二　保安林の指定施業要件を変更する件　五　二

一一一八　台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　五　四

一一一九　平成十四年農林水産省告示第千四号（作物統計調査の農林水産大臣が定める件）の一部を改正する告示　五　135　一八

一一二〇　保安林の指定施業要件を変更する件　六　三

一一三九　農林水産省告示第千四号（作物統計調査の農林水産大臣が定める件）の一部を改正する件　六　136　四

一一四〇　平成十四年四月三十日農林水産省告示第千四号（作物統計調査の農林水産大臣が定める件）の一部を改正する件　七　三

一一四四　農薬の登録が失効した件　一〇　七

一一四三　農薬を登録した件　一〇　七

一一四二　地すべり防止区域を指定する件　一〇　七

一一四一　肥料を登録した件　一〇　七

一一四五　肥料を登録した件　一〇　139　七　三

一一四六―〇　保安林の指定施業要件を変更する件　一一　七　四

一一五八　肥料を登録した件　一一　七

一一六〇―二　保安林の指定をする件　一二　三

一一七三―一　生産情報公表農産物の日本農林規格の一部を改正する件　一三　二

一一九六　〃　一三　二

一一九七　生産情報公表農産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件　一三　五

一一九八　生産情報公表農産物についての小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件　一三　五

一一九九　生産情報公表農産物の生産行程についての検査方法の一部を改正する件　一三　五

一二〇〇　特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一三　142　四

一二〇二　外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める水域及び期間を定める件の一部を改正する件　一三　142　五

一二〇三　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件の一部を改正する件　一三　142　五

一二〇四　出願公表後に品種登録出願を取り下げた件　一四　143　一七

一二〇五　出願公表後に品種登録出願が拒絶された件　一四　143　一七

一二〇六　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一四　143　一七

一二〇七　農薬を登録した件　一四　143　一七

一二〇八　植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物の一部を改正する件　一四　143　一七

一二〇九　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　一七　145　三三

一二一〇―七　保安林の指定施業要件を変更する件　一七　145　三四

一二一八　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一八　四

一二一九　漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件　一九　三

一二二〇　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一九　三

一二二一　漁業の許可及び取締り等に関する省令第六十二条第二号ただし書の規定に基づき同号の農林水産大臣が別に定めて告示する場合を定める件の一部を改正する件　一九　四

一二二二―二　保安林の指定施業要件を変更する件　一九　五

一二三四―〃　災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件　二〇　二

一二四三　〃　二〇　二

一二四四　災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件　二〇　五

一二五八―一　保安林の指定をする件　二一　四

一二五九　農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を改正する件　二四　三

一二六〇　農業経営収入保険損害認定準則の一部を改正する件　二四　四

一二六一　農業保険法第百八十条第三項等の規定に基づく農業経営収入保険に係る保険料標準率等を定める件　二四　四

一二六二―一　保安林の指定をする件　二五　三

一二六九　保安施設地区の指定をする件　二五　四

一二七一　肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件　二五　四

一二七二　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　二五　四

一二七三　特定農産加工業経営改善等臨時措置法施行規則第六条第三号及び第八条第二号イからハまでの農林水産大臣の定める率を定める件　二六　三